

令和4年度
いじめ防止基本方針



舞鶴市立高野小学校

舞鶴市立高野小学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害する人権問題であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

また、いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題の克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止及び早期発見の観点が必要である。

そのためには、大人自身のふるまいが子どもに影響を与えることを認識し、全ての児童を、いじめの加害者にも傍観者にもさせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へとはぐくむとともに、児童にかかわる全ての者が、児童のささいな兆候に対しても、いじめではないかとの疑いを持ち、積極的に関与することが大切である。

舞鶴市立高野小学校いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）は、児童一人一人の尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、舞鶴市・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 7 1 号。以下「法」という。）第 13 条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

第1 いじめの防止等に対する基本的な方向

1 いじめとは

いじめとは、児童生徒に対して、一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立ち、それぞれの感じ方や抱える背景を考慮して個別に行うことが重要である。

また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

その際、次のような児童生徒の心理から、いじめられていることを相談しにくい状況にあること、そして一方では「でも気付いてほしい」という思いがあることを受け止め、児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察し、状況等を客観的に捉えることなどが必要である。

<いじめられている子どもの心理例>

- ・一人ぼっちになりたくない。
- ・みんなに知られたらよけいにみじめ。自分が弱い人間だと思われたくない。
- ・親に余計な心配をかけたくない。
- ・大人に話すともっといじめがひどくなる。仕返しが不安。
- ・自分が悪いのではないか。
- ・なぜいじめられるのか。何が原因なのか分からない。

2 いじめ防止等の基本的な考え方

いじめの未然防止のためには、全ての児童が、自己有用感や充実感を感じられるような安心できる学校づくりが不可欠である。全ての児童に人を思いやるなど豊かな心を育成し、いじめを防止するため、教育活動全体を通じて道徳心、人権意識を高める取組を行う。

また、いじめの早期発見と迅速かつ組織的な対応ができるように日頃から体制を整えるとともに、学校と地域社会、家庭、関係機関との連携を図る。

第2 いじめの防止等の組織

- 1 いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、校内に「いじめ対策委員会」を置く。
- 2 「いじめ対策委員会」の構成員は次のとおりとし、必要に応じ関係する教職員や専門家等を加える。
校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、いじめ対策担当、該当担任、人権主任、教育相談主任、養護教諭
外部有識者（PTA役員、学校運営協議会委員、子育て支援協議会会長、学校医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教員・警察官経験者等）
- 3 校内の「いじめ対策委員会」は月1回開催し、緊急に必要があるときはこの限りでない。外部有識者を含めた「いじめ対策委員会」は必要に応じて開催する。また、毎週金曜日の生徒指導交流をいじめ（不登校）交流と位置付け、迅速な対応に努める。
- 4 「いじめ対策委員会」は、次のことを行う。
 - (1) 基本方針に基づく取組の実施、具体的な行動計画の作成・実効・検証・修正
 - (2) いじめの相談・通報の窓口
 - (3) 関係機関、専門機関との連携
 - (4) いじめの疑いや児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
 - (5) いじめの疑いに係る情報に対して、関係する児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制及び保護者との連携等対応方針の決定
 - (6) 重大事態が疑われる事案が発生した時に、その原因がいじめにあるかの判定
 - (7) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査
 - (8) 当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取組の推進

第3 いじめの未然防止

1 基本的な考え方

いじめは、どの子どもにも起こりうるものであるとともに、どの子どもも加害者にも被害者にもなりうるものである。このことを踏まえて、すべての児童を対象に互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなど豊かな感性をはぐくむとともに、いじめを許さない集団づくりのために、全教職員がPTA・地域等関係者と一体となって継続的に取組を行う。

2 いじめの未然防止のための取組

- (1) 一人一人が認められる学級経営の充実
 - ＊ コミュニケーション能力の向上
 - ＊ 係活動の工夫・活性化
 - ＊ 発達障害を含む障害のある児童等、学校として特に配慮が必要な児童についての日常における適切な支援と指導
- (2) 分かる授業づくり～すべての児童が参加・活躍できる授業～
 - ＊ グループ・ペアによる活動
- (3) 言語活動の充実
 - ＊ 昼読書や話し合い活動
- (4) 自主的な学習活動の充実
 - ＊ 自律的学習

- * 家庭学習の充実
- (5) 保・幼・小・中学校との連携（城南校区教育推進協議会 等）
- (6) 規範意識の育成
 - * ベル準の徹底
 - * 学習規律の定着
 - * 教室環境の整備
- (7) 自己有用感をはぐくむ取組の推進
 - * 行事における学級づくりの推進
 - * 異年齢集団活動の充実
 - （なかよし班遊び、なかよし班掃除、遊びのフェスティバル 等）
 - * 児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
 - * ピア・サポートの推進
- (8) 豊かな心をはぐくむ取組の推進
 - * 人権教育の推進
 - * 道徳教育の推進（情報モラルを含む）
 - * 体験活動の充実
 - * 児童会活動の充実（児童集会、話し合い活動、なかよし班活動 等）
 - * 地域との交流活動やボランティア活動への参加
 - * 交流教育の推進（永福こども園・豊学校舞鶴分校・みずなぎ高野学園・すこやかなの森・身体障害者福祉センター等との交流）
 - * 読書活動の推進（昼読書・ブックトーク・読み聞かせ等）
- (9) いじめについて理解を深める取組の推進
 - * 人権月間の取組
 - * 道徳の授業の活用
- (10) 児童の実態把握
 - * 児童理解交流会（5月、2月）
 - * いじめに関するアンケート実施（6月、11月）
 - * 二者面談（6月、11月、2月）
- (11) 明るく美しく安全な環境づくり
 - * 校舎内の点検および見回り（死角をつくらない）
 - * 清潔なトイレ、ゴミのない教室や廊下、見やすい掲示物
- (12) 教職員の資質能力の向上を図る取組の推進
 - * 授業研究会の実施（全学級）
 - * 校内研修の実施
 - * 校外研修会への参加（いじめ・不登校対策会議への参加）
- (13) 保護者や地域への働きかけ～開かれた学校づくり～
 - * 学校だよりやホームページ等による情報発信
 - * 学習参観等の充実
 - * 保護者アンケートや児童アンケートの実施と学校教育への反映
 - * 地域団体との連携と協働

第4 いじめの早期発見

1 基本的な考え方

いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい遊びやふざけあいを装ったり、教職員に分かりにくい場所や時間に行ったりするなど、教職員が気付きにくく判断しにくい場合が多い。このことから、児童が示す変化や危険信号を見逃さないように、日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努める。また、複数の教職員で組織的に対応することが大切である。

2 いじめの早期発見のための取組

(1) 情報の集約と共有

- * 毎週金曜日の生徒指導交流をいじめ（不登校）交流と位置付け、迅速な対応に努める。
- * 毎月「いじめ対策委員会」を開く。（いじめが疑われた場合は緊急会議を開催する。）
- * いじめに関する情報については、些細なことも含め「いじめ対策委員会」で情報を集約する。
- * 集約された情報については、全教職員で共有する。
- * 日常的な教職員間の交流を行う。（相談しやすい職場づくり）
- * 教職員と児童との信頼関係を深め、些細なことにも気付く力と体制を整える。
- * 学校、地域、保護者の信頼関係を深め、情報収集に努める。

(2) 全児童を対象としたアンケート調査及び聴き取り調査を実施する。

- * アンケート調査 6月、11月
- * 聴き取り調査 6月、11月、2月

(3) 相談体制の整備と周知

- * 年2回教育相談週間を実施（6月、11月）
- * 上記以外の個別懇談等（必要に応じて3か月ごとの経過把握と学年末の確認等）
- * スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携
- * 舞鶴市教育支援センター「明日葉」、「いじめ相談室」との連携
- * 校内相談窓口の設置（いじめ対策委員会）
- * 舞鶴市教育委員会への報告と相談

第5 いじめに対する取組

1 基本的な考え方

いじめを発見し、又は相談を受けた場合には、学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく、速やかに「いじめ対策委員会」に対し当該いじめに係る情報を報告し、情報を共有するとともに、いじめに係る情報を適切に記録する。さらに、「いじめ対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、対応方針を決定し、被害児童の生命・身体の尊重を第一に考えて、被害児童を徹底して守り通すとともに、事実関係を迅速にその保護者に伝え、不安の解消に努める。

加えて、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全体の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携に努める。

2 いじめの発見・通報を受けた時の対応

- (1) いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- (2) いじめと疑わしき行為を発見した、あるいは相談や訴えがあった場合には、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- (3) 「いじめ対策委員会」を中心に関係児童から事情を聴くなど、いじめの有無の確認を行う。結果は、加害・被害児童及びそれぞれの保護者に連絡するとともに、教育委員会に報告する。
- (4) いじめられた児童、その保護者への支援を行う。
- (5) いじめた児童への指導を行うとともに、保護者に、よりよい成長に向けて学校の取組方針を伝え、協力を求める。
- (6) 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等との連携を図る。
- (7) いじめが起きた集団に対しても自分の問題として捉えさせ、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

3 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネットいじめを誘発する通信情報システムについての研修を実施する。
- (2) ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。
- (3) 情報モラル教育を推進する。
 - * PC、スマートフォン、タブレット等に関する学習の実施

4 いじめの解消

- (1) いじめに係る行為が止んでいること
- (2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

5 いじめ解消後の継続的な指導

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察を行い、適宜必要な心のケアや指導を継続的に行う。

また、いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止のために、日常的に取り組む内容を検討し、いじめを許さない学校づくりの取組を計画的に進める。特に、いじめの再発防止に向けては、児童が互いを理解し、認め合える人間関係を自ら作り出していける取組を推進する。

第6 重大事態への対処

- 1 いじめの重大事態については、京都府の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年 3 月文部科学省）」に基づき適切に対応するものとする。
- 2 重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告し、調査を実施する主体等を協議する。学校が調査を行う場合は、「いじめ対策委員会」を中心に、被害児童・保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。
- 3 学校で行う調査の状況については、必要に応じていじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報を共有する。
- 4 調査結果を教育委員会に報告する。
- 5 調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な取組を進める。
- 6 児童又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

第7 関係機関との連携

- 1 地域・家庭との連携の推進
 - (1) PTAとの連携の下、いじめに対する理解を深める取組を推進する。
 - * 研修会の実施
 - (2) いじめの防止に関する学校の基本方針や取組をホームページ等で積極的に発信する。
- 2 関係機関との連携の推進
警察、児童相談所等の関係機関と適切な連携を図るよう努める。

第8 「いじめ防止基本方針」の確認と見直し

- 1 「いじめ防止基本方針」は、新年度がスタートする 4 月初めの職員会議や研修会において全教職員で内容を把握し、確認する。
- 2 「いじめ防止基本方針」の見直しは、基本的には年度末と年度当初の「いじめ対策委員会」で行うが、毎月の定例会議でも必要に応じて行う。